

伝統工芸「匠の技術」継承支援事業

1 概要

(1) 事業内容

伝統工芸の後継者を育成するため、高い技術や希少な技法を伝承する意志のある職人（伝統工芸の匠）を派遣し、少人数指導により技術・技法の継承を図る。

(2) 伝統工芸の匠の定義

各産地で高い技術や希少な技法を持つ職人又は各産地の振興・発展のために必要な技術・技法・指導力を持つ職人とし、現代の名工の推薦基準を満たす又は同等以上の者

(3) 対象産地

県内の経済産業大臣指定伝統的工芸品（国指定6産地）又は富山県知事指定伝統工芸品（県指定5産地）

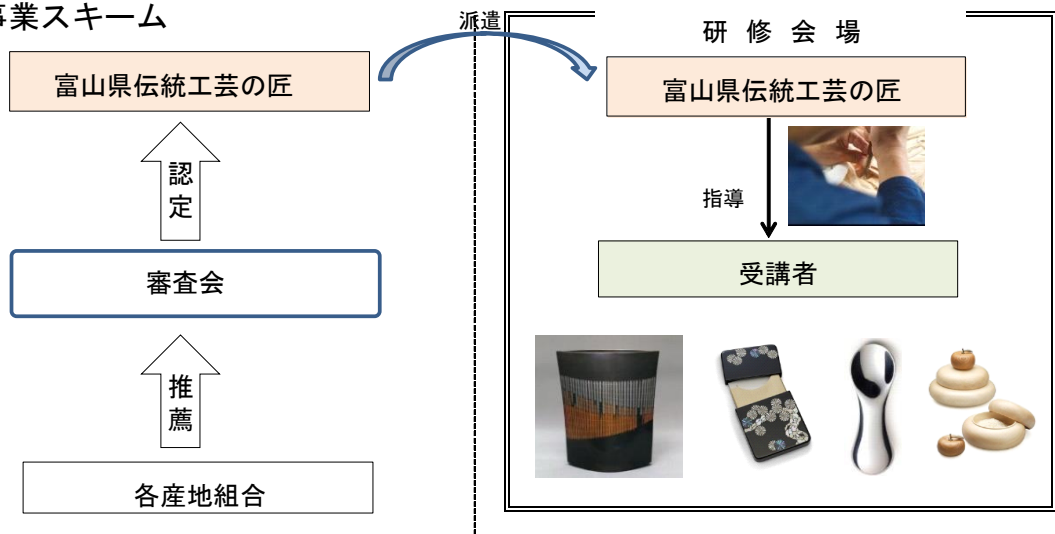
(4) 認定方法

県が設置する審査会において審査のうえ、知事が認定

(5) 受講者の条件

原則、伝統的技術・技法の保持者のもとで、数年間その業務に携わり、又はそれと同等以上の技術・技法を有し、本事業終了後に県内において、伝統的技術・技法を用いる業務を生業とする意思のある者

(6) 事業スキーム



(7) 補助金の交付額

対象経費	育成者	補助限度額	補助率	備考
指導者謝金 材料費	重要無形文化財 保持者（人間国宝）	1月につき 126千円以内	定額補 助	指導者謝金は、 6,000円/時間 以内
	その他	1月につき 78千円以内		指導者謝金は、 3,000円/時間 以内

2 認定状況 累計 23 名（高岡銅器 6 井波彫刻 2 高岡漆器 6 菅笠 1 越中瀬戸焼 3
とやま土人形 3 富山木象嵌 1 高岡仏壇 1）

3 R5 予算額 5, 200 千円